

【副作用救済給付用】

葬 祭 料 請 求 の 手 引 き

書類の書き方やご不明な点は、下記の救済制度相談窓口までお問い合わせください。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
副作用被害救済制度相談窓口

お問い合わせ先：0120-149-931

葬祭料について

昭和 55 年 5 月 1 日（再生医療等製品は、平成 26 年 11 月 25 日）以降に医薬品等を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用によるものとみられる疾病（以下、「副作用による疾病」とします）でお亡くなりになった場合、葬祭を行った方が請求できます（以下、お亡くなりになった方を「死亡者」とします）。

請求手続

「請求書」に必要事項を記入のうえ、「診断書」等を添え、郵送にてご提出ください。（書類の受付窓口は設置していないため、必ず郵便等で送付してください。）

請求期限

死亡者の死亡の時から 5 年以内です。

ただし、死亡の原因となったとみられる医薬品等の副作用による疾病又は障害について、既に P M D A から医療費、医療手当、障害年金又は障害児養育年金の支給の決定があった場合には、その死亡の時から 2 年以内です。

提出書類

- 「葬祭料請求書」（様式 16）
- 「遺族年金・遺族一時金・葬祭料診断書」（様式 12 の（1））
（皮膚の副作用は「皮膚病変用」様式 12 の（2））
- 「投薬・使用証明書」（様式 3）
（頓用処方された医薬品を使用した場合は「医薬品（頓用）服薬状況説明書」）
（一般用医薬品等を処方せんなしで薬局等で購入した場合は「販売証明書」（様式 4）及び「一般用医薬品 服薬状況説明書」）
- 「死亡診断書」写し又は「死体検案書」写し等
- 「埋葬許可証」写し、「会葬御礼のハガキ」、「葬儀社の領収書」写し等（いずれか一部）
- 次に該当する場合は、記載のある書類
 - ▶ 副作用の原因と疑われる医薬品等が院外処方箋による医薬品等の場合
「お薬手帳」写し又は「薬剤情報提供文書（薬局で渡されるお薬の説明書）」写し

PMDA ホームページから様式をダウンロードし入力することで書類を作成することができます。是非ご活用ください。

副作用救済 請求書類 で **検索** してください。

提出にあたっての注意事項・補足説明

□ 全般的事項

- ▶ 書類は返却いたしませんのでコピーをお取りください。
- ▶ 電子媒体を提出の場合は、可能な限り CD または DVD での提出をお願いします。

□ 「葬祭料請求書」

- ▶ 請求者が「遺族年金・遺族一時金・葬祭料診断書」などを参照のうえ、記入してください。

□ 「遺族年金・遺族一時金・葬祭料診断書」

- ▶ 副作用による疾病で死亡するまでの経過がわかる医療機関（病院、診療所等）に作成をお願いしてください。

□ 「投薬・使用証明書」

- ▶ 「遺族年金・遺族一時金・葬祭料診断書」を作成する医師以外の医師によって投薬・使用（処方せんの交付を含む）された場合に必要です。その医薬品等を投薬・使用した医療機関に作成をお願いしてください。
- ▶ 投薬・使用した医療機関と副作用による疾病で死亡した医療機関が同一である場合は、提出は不要です。
- ▶ 副作用による疾病の発症当時、複数の医療機関で医薬品等を投薬・使用されていた場合、それぞれの医療機関の「投薬・使用証明書」が必要です。
- ▶ 「投薬・使用証明書」の作成にあたっては、記入いただく医療機関の方に、副作用の原因と疑われる医薬品等のみならず、同時期に投薬・使用された全ての医薬品等を「投薬・使用証明書」に記入していただくようお願いしてください。
- ▶ 予防接種を受けて「投薬・使用証明書」を作成いただく場合は、必ず予診票の写しをお受け取りいただき、ご提出ください。

□ 「医薬品（頓用）服薬状況説明書」

- ▶ 頓用処方された医薬品を使用した場合に必要です。
- ▶ 請求者が死亡者の服薬状況を分かる範囲で記入してください。

□ 「販売証明書」「一般用医薬品 服薬状況説明書」

- ▶ 薬局、ドラッグストア等で購入した一般用医薬品等（市販薬、処方せんなしで購入できる医薬品）を使用した場合に必要です。
- ▶ 「販売証明書」は、その一般用医薬品等を購入した薬局、ドラッグストア等に作成をお願いしてください。
- ▶ 「一般用医薬品 服薬状況説明書」は、請求者が死亡者の服薬状況を分かる範囲で記入してください。

□ 「死亡診断書」写し又は「死体検案書」写し等

- ▶ 死亡者の死亡の経緯等を確認するために必要となります。
- ▶ 「遺族年金」「遺族一時金」「未支給の救済給付」と同時請求する際は、その分も含めて 1 部で結構で

す。

□「埋葬許可証」写し、「会葬御礼のハガキ」、「葬儀社の領収書」写し等（いずれか1部）

- ▶請求者が医薬品等の副作用による疾病により死亡した死亡者の葬祭を行った人であることを確認するために必要となります。
- ▶請求者の氏名（フルネーム）が明記されているものとしてください。

□「お薬手帳」写し又は「薬剤情報提供文書（薬局で渡されるお薬の説明書）」写し

- ▶原因とみられる医薬品等が院外処方箋の場合は、ご提出ください。

□既にPMDAから救済給付の支給の決定があった場合

- ▶死亡者に、その死亡の原因となったとみられる疾病又は障害について、既にPMDAから「医療費、医療手当」、「障害年金」又は「障害児養育年金」の支給の決定があった場合は、「投薬・使用証明書」、「販売証明書」、「医薬品（頓用）服薬状況説明書」、「一般用医薬品 服薬状況説明書」の提出は不要です。
- ▶死亡者の死亡について、既にPMDAから「遺族年金」又は「遺族一時金」の支給の決定があった場合は、「遺族年金・遺族一時金・葬祭料診断書」、「投薬・使用証明書」、「販売証明書」、「医薬品（頓用）服薬状況説明書」、「一般用医薬品 服薬状況説明書」、「死亡診断書」写し又は「死体検案書」写しの提出は不要です。

決定・支給

- ▶PMDAは、厚生労働大臣へ請求に係る死亡が医薬品等の副作用によるものであるか否かなどについて判定の申出を行い、その判定結果をもとに支給の可否を決定し、「決定通知書」として書面で通知します。
- ▶葬祭料の支給は、請求者本人名義の口座に振り込みます。「決定通知書」に同封する「受給者銀行口座届」により届け出ていただきます。

給付額

R1.10.1～ R3.3.31	R3.4.1～ R6.3.31	R6.4.1～ R7.3.31	R7.4.1～ R8.3.31	R8.4.1～
209,000 円	212,000 円	215,000 円	219,000 円	222,000 円

※お亡くなりになった日が属する期間の金額になります。

その他

- ▶葬祭料を受ける権利は、譲り渡したり、担保に供したり、又は差し押さえたりすることはできません。
- ▶支給された葬祭料は、課税の対象とはなりません。
- ▶決定内容に不服がある場合には、厚生労働大臣に対し、審査を申し立てることができます。また、申立てにより意見陳述をすることができます。

▶請求者がお亡くなりになった場合は、PMDAまでご連絡ください。請求者や振込口座の変更等、別途手続きが必要となります。

提出先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）

健康被害救済部給付課 副作用給付第一係

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

T E L 0120-149-931（初回請求の方はこちらの救済制度相談窓口へご相談ください）

03-3506-9413 受付時間 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）

9時30分～12時、13時～17時

※必ず郵送等で提出してください。

救済制度について

PMDA ホームページで救済制度の仕組み、請求手続、請求書類ダウンロード等のご案内をしております。

詳しくは または で してください。

具体例

※個々の事例により必要書類が異なる場合がありますので、詳細については前記の内容をご確認ください。

葬祭料を請求する場合の必要書類

①【遺族年金・遺族一時金・葬祭料診断書】

副作用でお亡くなりになった時にいた病院用の書類



②【投薬・使用証明書】

副作用が出る前に
薬を処方されていたクリニック・病院用の書類
(①とは別の病院で薬が処方されていた場合)



③【販売証明書】

市販薬を買ったドラッグストア用の書類
(ドラッグストアなどで買った
市販薬を服用した場合)



病院やドラッグストアで

書類を書いてもらったら

④【葬祭料請求書】

葬祭を行った方が作成する書類です。
病院やドラッグストアの書類を参考に記入してください。

書き方がわからない等がありましたら、救済制度相談窓口までお問い合わせください。
救済制度相談窓口 フリーダイヤル：0120-149-931

書類が準備できたら、添付資料を全て揃えて郵送してください。



【書類の提出先】
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
健康被害救済部給付課 副作用給付第一係
電話番号：03-3506-9413
受付時間 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
9時30分～12時、13時～17時